

# 令和2年度 市税納付のご案内



## 納税通知書を 郵送します

納税通知書は、次の月の中旬頃までに郵送します。

5月：固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

6月：市民税・県民税

7月：国民健康保険税

## 納期限の確認を

税目ごとに納期限が決まられています。納税通知書の内容を確認し、納期限までの納付をお願いします。

各市税の納期限は下の表1のとおりです。

## 市税の納付場所と 納税方法

市税を納付できる場所は次のとおりです。

納付場所：納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、金融機関、コンビニエンスストア

※利用できる金融機関やコンビニエンスストアなどは、納税通知書に同封の納付書裏面に記載されています。

## 市税を滞納すると

市税を納期限までに納付せず、滞納してしまうと、財産の差し押さえを受けることがあります。差し押さえに至らなくても、納期限の翌日から延滞金の計算が始まります。

5月は  
滞納整理強化月間です

5月の滞納整理強化月間では、令和元年度課税分の市税滞納者に対する催告や差し押さえの強化を図ります。納付を済ませていない人は、早急に納付してください。

## 納期限までに 納付できない場合は

新型コロナウイルス感染症の発生により経済的影響を受けるなど、やむを得ない事情により、納期限内に納付することが困難となった場合には、申請により、一定の期間内において分割して納付できる制度があります。

納期限までに納付することができない事情を、早めにご相談ください。

問い合わせ：納税課納税担当  
(☎内線2375240)

表2：ペイジー取扱金融機関

金融機関	パソコン 携帯電話	ATM (ペイジー 対応型)
足利銀行、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、ゆうちょ銀行	○	○
桐生信用金庫、しのもめ信用金庫、中央労働金庫、新田みどり農業協同組合	○	-

表1：市税の納期限

納期限	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税	国民健康 保険税
6月 1日(月)	第1期	-	-
6月 30日(火)	-	第1期	-
7月 31日(金)	第2期	-	第1期
8月 31日(月)	-	第2期	第2期
9月 30日(水)	第3期	-	第3期
11月 2日(月)	-	第3期	第4期
11月 30日(月)	-	-	第5期
12月 25日(金)	第4期	-	第6期
令和3年 2月 1日(月)	-	第4期	第7期
3月 1日(月)	-	-	第8期

軽自動車税（種別割）の納期限は6月1日（月）です。

## 所得・課税証明書を発行します

6月9日(火)から、令和元年分(令和2年度課税)の所得・課税証明書を発行します。

ただし、市民税・県民税の全てを給与から天引き(特別徴収)により納めている人は、5月14日(木)から発行します。

### 受付場所

税証明交付コーナー(市役所1階)、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

時間=午前8時30分~午後5時15分

手数料=350円(1通)

申請に必要なもの=身分証明書をお持ちください。

また、桐生市の住民基本台帳に記載されている同一世帯の親族以外の方が代理申請する場合は、委任状が必要です。申請書や委任状は、申請場所と市ホームページにあります。※申請場所に来ることができない人は、郵送でも申請できます。

問い合わせ=税務課市民税担当(☎内線226~228)



税証明交付コーナー  
(市役所1階)

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書の確認を

納税通知書や課税明細書に記載されている所有者名、土地・家屋の利用状況などを確認してください。

記載内容の変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、税務課に連絡してください。

問い合わせ=税務課土地担当・家屋担当(☎内線230~233)

## 自動車税納付をお忘れなく

自動車税(種別割・県税)は、6月1日(月)まで納税課(市役所1階)、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でも納付できます。

問い合わせ=桐生行政県税事務所(☎53-2113)、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)

口座振替やスマートフォンアプリが便利です

▼口座振替  
納期ごとに各種窓口へ出向く手間がなくなり、納め忘れがありません。

申し込み市内の金融機関、納税課(市役所1階)、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館へ。※申し込みには、預貯金通帳と口座届出印が必要です。

▼ペイジー  
税金の納付をパソコンや携帯電話、ATM(現金自動預

け払い機)から行えるサービスです。

ご利用には、右ページの表2の市指定金融機関で申し込みの手続きが必要です。ATMでの納付では、その手続きも必要ありません。

▼スマートフォンアプリ  
「モバイルレジ」からクレジットカードやネットバンキング、「LINE Pay」で納付できます。

アプリを起動し、納付書に印字されているバーコードをカメラで読み取ることで、簡単に納付できます。

クレジットカード・ネットバンキングを利用する場合は、

スマートフォンアプリ「モバイルレジ」のインストールが必要です。また、ネットバンキングの利用には、事前に金融機関との契約が必要です。

LINE Payを利用する場合は、スマートフォンアプリ「LINE」のインストールとLINE Payの利用登録が必要です。

問い合わせ=納税課  
納税管理担当(☎内線235・236)



身体などに障害のある人のために使う軽自動車などの税は、障害の程度により減免される場合があります。

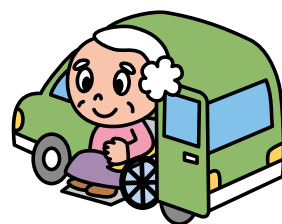
普通自動車の減免や、福祉課で発行している福祉タクシー利用券を受けている人は対象になりません。

申請期限=6月1日(月)  
申請場所=税務課(市役所1階)、新里・黒保根支所市民生活課

申請に必要なもの=車検証、印、障害者手帳、自立支援医

療養給付者証(精神通院)、納税通知書、運転免許証、マイナンバーカード(または通知カード)

問い合わせ=税務課諸税担当(☎内線224)



軽自動車税(種別割)減免申請  
6月1日(月)まで